

企業経営の基礎や企業の視点 企業における障がい者雇用の考え方

株式会社 サクセス 自立支援推進室 河本妙子
就労支援員養成研修



1.会社概要

会社名 : 株式会社サクセス

本社所在地 : 〒598-0007 大阪府泉佐野市上町1丁目4番10号
TEL:072-462-7327 FAX:072-461-1670

代表者氏名 : 堀内 泰典

設立 : 平成元年11月27日

事業内容 : 総合ビル管理業務

●清掃 ●設備管理 ●環境衛生管理 ●有人警備 ●機械警備 ●受付
ホスピタルメンテナンス業務 ホテル客室整備業務 プール運営管理業務
道路メンテナンス業務 土木工事業務 etc



2.企業の障がい者雇用のルール

◎ 法定雇用率制度

厚生労働省HPより

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。（障害者雇用促進法43条第1項）

民間企業の法定雇用率は2.7%(2026.7～)です。従業員を37.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

◎ 障害者雇用納付金制度

- 法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人超の企業から、障害者雇用納付金が徴収されます。
- この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金を支給します。

◎ 雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務

3.社内における障がい者雇用の歴史



◎ はじめての障がい者雇用



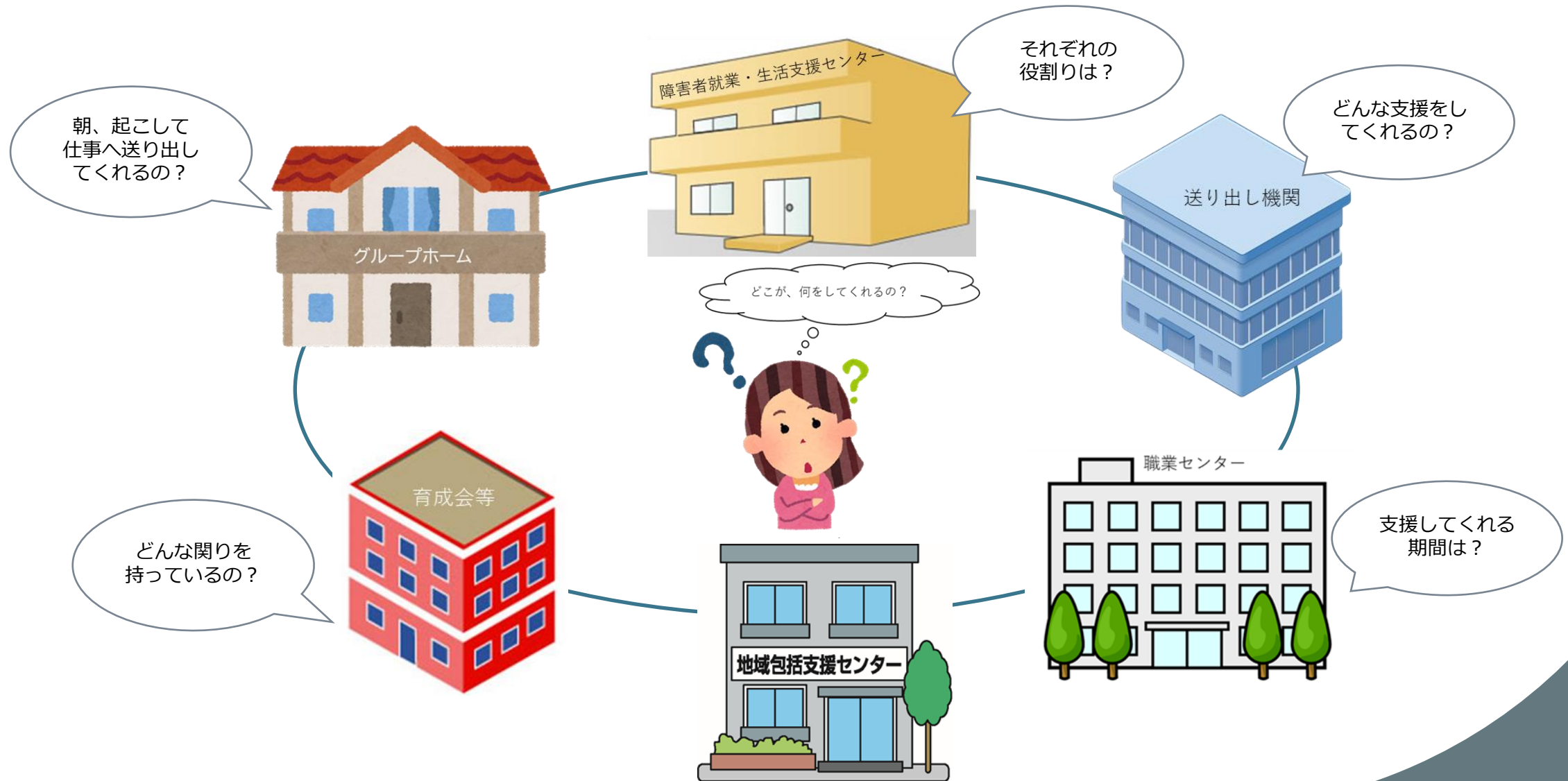
◎ 専門部署の設置

4.ジョブ・コーチ等支援員の関わりについて

◎ 支援員に求めること



5. 支援員の支援内容の範囲



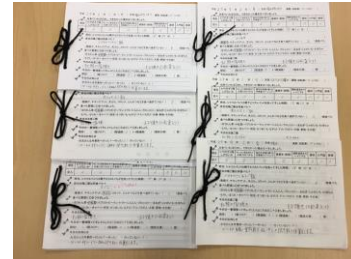
6. 支援機関との連携の重要性



研修資料



チェック表



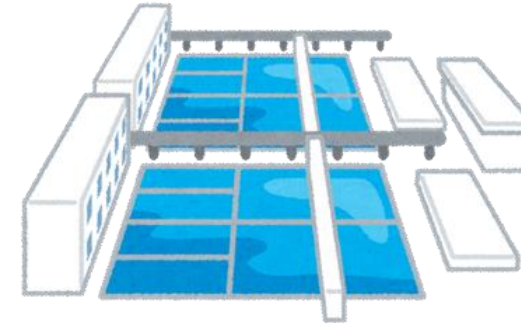
○50代前半 男性 知的 B 2 (重度判定有) 浄水場勤務

採用当初の課題

銭湯まで自転車で15分
お兄さんと2人暮らし

継続雇用の課題

「捨てられない性格」
ヘルパー事業等の活用を拒否



○30代後半 男性 知的 B 2

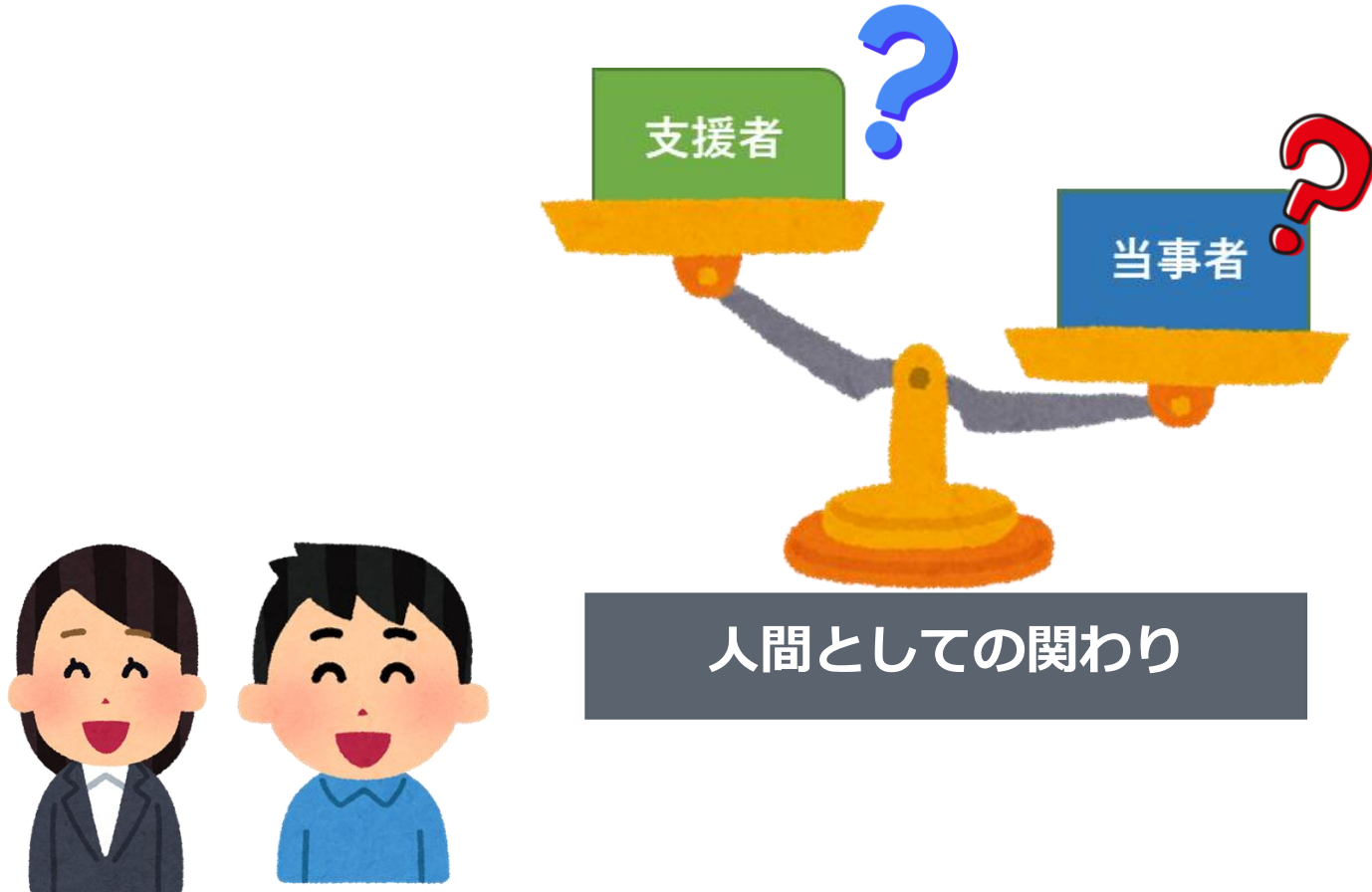
スポーツ施設勤務

表面化してきた課題

父親と母親との関係
家での問題行動



7. 支援する人の大切な役割



笑顔がもつ力



正しく見極める

8. 就労支援機関に期待すること

- 当事者の情報を正しく把握する



- 就職準備の大切さと企業の採用基準

- 連絡したことに対する対応のスピード



- 企業との連携は、企業を知ることからはじまる

